

ドリップコーヒーの販売責任者に関する表示に関して

製造

とは…

その原料として使用したものとは
本質的に異なる新たな物を作り出すこと

加工

とは…

あるものを材料としてその本質は保持させつつ、
新たな属性を付加すること

ドリップコーヒーには【生豆の焙煎】【粉碎】【充填】の工程が伴います。
消費者庁の加工の例として【破碎】【少し砕く行為】を紹介しましたが、
コーヒーの【粉碎】は粒度分布等の違いにより味に影響を与える行為である為、
「加工」ではなく「製造」にあたります。

A 焙煎会社にて生豆を焙煎・粉碎を行い、B ドリップ会社でドリップコーヒーに充填し、
A 焙煎会社はその製品に責任をもって販売する。



販売者：A 焙煎会社
加工者：B ドリップ会社

A 焙煎会社にて生豆を焙煎を行い、B ドリップ会社で粉碎とドリップコーヒーに充填し、
A 焙煎会社はその製品に責任をもって販売する。



販売者：A 焙煎会社
製造者：B ドリップ会社